

○民法改正に伴う事務取扱指針の改正について

〔 2020年2月7日
全国株懇連合会理事会決定 〕

「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）の債権法関係の改正が本年4月1日に施行され、消滅時効や法定利率に関する見直し等が行われることに伴い、同日をもって「所在不明株主の株式売却制度事務取扱指針」、「反対株主の株式買取請求事務取扱指針」について、下記のとおり改正するものとします。

記

1. 所在不明株主の株式売却制度事務取扱指針

主な改正内容
売却代金支払請求権について、従来どおり、客観的要件に基づく消滅時効（権利を行使することができる時から10年）の適用を原則とし、説明欄に、主観的要件に基づく消滅時効（債権者が権利を行使することができることを知った時から5年）を援用できる場合は限定的である旨を追記する。

2. 反対株主の株式買取請求事務取扱指針

主な改正内容
法定利率の見直しに伴い、「年6分の利率」を「法定利率」に改正する。

以上

所在不明株主の株式売却制度事務取扱指針の改正

改正前		改正後	
指針	説明	指針	説明
<p>③ 供託</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行会社は、債権者不確知を理由として売却代金を供託（会社本店所在地を管轄する法務局（会社法196条2項））して債務を免れることもできる（民法494条）。 <p>④ 売却代金支払請求権の消滅時効</p> <p>a. 売却代金支払請求権は、株式の処分による金銭債権であるから10年間請求がなければ時効により消滅する（民法167条）。</p> <p>b. この起算日については、発行会社が売却代金を支払える状態になった日（売却代金を会社管理とした日）と考えられる。</p>		<p>③ 供託</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行会社は、債権者不確知を理由として売却代金を供託（会社本店所在地を管轄する法務局（会社法196条2項））して債務を免れることもできる（民法494条2項）。 <p>④ 売却代金支払請求権の消滅時効</p> <p>a. 売却代金支払請求権は、株式の処分による金銭債権であるから10年間請求がなければ時効により消滅する（民法166条1項2号）。</p> <p>b. この起算日については、発行会社が売却代金を支払える状態になった日（売却代金を会社管理とした日）と考えられる。</p>	<p>○債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき（民法166条1項1号）も時効の援用は可能であるが、従前の株主が売却代金支払請求権を行使することができることを知った時を発行会社が具体的に立証できる場合（たとえば、従前の株主から問い合わせがあり、売却代金支払請求権が行使できる旨を案内した場合など）に限定されるものと考えられる。</p>

反対株主の株式買取請求事務取扱指針の改正

改正前		改正後	
指針	説明	指針	説明
<p>6 買取代金の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> 買取価格について協議が調ったときは、会社は、組織再編行為等の効力発生日から60日以内にその支払いをしなければならない（会社法470条1項等）。 裁判所の価格決定があったときは、会社は、組織再編行為等の効力発生日より60日経過後の<u>年6分の利率により算定した利息</u>をも支払わなければならない（会社法470条4項等）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○買取価格に買取請求対象株式数を乗じて買取代金を算出することになるが、税務上みなし配当課税が生じる場合は、税額相当額を源泉徴収しなくてはならない。 ○買取代金は、株主の指定する銀行預金口座に振り込むことが考えられる。この場合、株主との別途の合意がない限り、振込手数料は会社負担とするのが望ましい。 ○買取代金の仮払いを行っているときは、仮払した額について利息は生じない。 	<p>6 買取代金の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> 買取価格について協議が調ったときは、会社は、組織再編行為等の効力発生日から60日以内にその支払いをしなければならない（会社法470条1項等）。 裁判所の価格決定があったときは、会社は、組織再編行為等の効力発生日より60日経過後の<u>法定利率による利息</u>をも支払わなければならない（会社法470条4項等）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○買取価格に買取請求対象株式数を乗じて買取代金を算出することになるが、税務上みなし配当課税が生じる場合は、税額相当額を源泉徴収しなくてはならない。 ○買取代金は、株主の指定する銀行預金口座に振り込むことが考えられる。この場合、株主との別途の合意がない限り、振込手数料は会社負担とするのが望ましい。 ○買取代金の仮払いを行っているときは、仮払した額について利息は生じない。